一部開示決定通知書

この間84日!

武市秘第90号 平成26年3月31日

武雄市長



開示請求書到着は1/6

平成25年12月30日付けで請求のあった公文書の開示については、武雄市情報公 開条例第9条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することと決定したの で通知します。

公文書の件名	
開示の日時	資料郵送による
開示の場所	
公文書の一部 を不開示とす る理由	武雄市情報公開条例第7条第2号、第3号、第5号の規定に該当(理由) 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため 法人に関する情報であって、法人の権利等を害するおそれがあるため 市の内部又は市と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報 であって、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え、若しく は不利益を及ぼすおそれがあるため
所 管 課	つながる部 秘書課 秘書係 電話番号(直通)0954-23-9311

- 注1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
 - 2 指定された公文書の開示の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を所管課に 連絡してください。
 - 3 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日か ら起算して60日以内に武雄市長に対して異議申立てをすることができます(なお、こ の決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の 日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなりま す。)。
 - 4 この決定については、この決定(上記3の異議申立てをした場合にあっては、当該異 議申立てに対する決定)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、武 雄市を被告として(訴訟において武雄市を代表する者は、武雄市長になります。)、処 分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った 日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を 経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

不開示決定通知書

武 市 秘 第 9 0 号 平成26年 3月31日

様

武雄市長 樋 渡 啓



平成25年12月30日付けで請求のあった公文書の開示については、武雄市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり公文書を開示しないことと決定したので通知します。

公文書の件名	
公文書を開示しない理由	文書保存期間を過ぎたため不存在
所 管 課	つながる部 秘書課 秘書係 電話番号(直通)0954-23-9311

- 注1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に武雄市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。
 - 2 この決定については、この決定(上記1の異議申立てをした場合にあっては、当該異議申立てに対する決定)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、武雄市を被告として(訴訟において武雄市を代表する者は、武雄市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。